

令和8年5月22日  
事務連絡

国費での鳥獣防除柵設置をご検討の皆様

新城市産業振興部 農業課長

令和9年度鳥獣被害防止対策事業（自立施工侵入防止柵設置事業）の  
実施希望調査について（依頼）

農林水産省補助事業の鳥獣被害防止対策事業（自立施工侵入防止柵設置事業）については、令和9年度も継続実施される見込みです。

つきましては、本事業の実施を希望される地区は、下記に御留意の上、必要書類の提出をお願いします。

なお、申請した場合でも事業採択を確約されるものではないこと、また、過去に事業実施した地区でその受益地が重複する等の場合は、事業採択が大変厳しいことを御承知おきください。

#### 記

#### 1 事業内容

農作物に被害を及ぼす害獣（イノシシ、シカ等）を防除するため、侵入防止柵を「地域ぐるみ」で設置する地区に対し、協議会で入札・購入した侵入防止柵設置資材を貸与するものです。

#### 2 注意点

- ・ 実施希望地区は、愛知県の事業採択を受けなければなりません。
- ・ 侵入防止柵の設置に係る費用（事務費、人件費等）は、補助対象ではありません。
- ・ 3戸以上の農家が共同で侵入防止柵を設置（自力施工）し、維持管理できる場合に限ります。戸別（個人）に貸与するものではありません。
- ・ より多くの地区民が参加する「地域ぐるみの取組」の方が、事業採択を受けやすいようです。
- ・ 離れた場所（飛び地等）へ設置する場合は、相当の理由が必要です。
- ・ 事業に要する資材費と効果の考え方（費用対効果）があるため、畑のみの地区の場合は事業採択されません。

- ・ 貸与資材は金属製のフェンス（ワイヤーメッシュ柵）及び門扉で、耐用年数は14年以上です。施工後14年間は、維持管理をしていただきます。
- ・ 維持管理は設置地区で行い、破損等により修繕、取替えが必要になった場合は設置地区の費用負担となります。
- ・ 設置地区は、設置場所の地権者の承諾を得てください。
- ・ 害獣（イノシシ、シカ等）による農作物等の被害状況が分かる資料を求められる場合がありますので、被害状況を写真等の記録に残しておいてください。
- ・ 侵入防止柵の設置（防除）と合わせて害獣の捕獲を一体的に行うことが、採択要件の一つになっています。侵入防止柵周辺への捕獲施設（檻又はわな）の整備が必要となりますので、地元猟友会（狩猟免許有資格者）に協力依頼をしておいてください。

### 3 提出書類等（\*本事業を実施希望する場合のみ）

- （1）提出期限      令和8年6月30日（火）  
                          ※相談段階で早くに連絡等いただきますようお願いします。
- （2）提出先        新城市役所 農業課 鳥獣害対策係（市役所2階）
- （3）提出書類      ①実施希望調査票（別紙様式）  
                          ②図面（侵入防止柵等設置計画図）  
                          （\*侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）、門扉（設置理由）、捕獲檻等の位置を示す図面。白図が必要な場合は、市役所農業課（鳥獣害対策係）で用意しますので、御連絡ください。）

### 4 その他

今年度、本事業で整備する柵及び過去に整備した柵について、追跡調査などを行う方針が国から出されました。適切に管理されているかどうかを確認されますのでご承知おきください。調査は当時の団体へお送りすることになると思われます。

### 5 問い合わせ先

- 新城市役所 農業課 鳥獣害対策係（市役所2階）  
     電      話    23-7632（直通）  
     ファックス   23-7047  
     電子メール   choujyuu@city.shinshiro.lg.jp